

第2章 『次の内閣』の活動

3 内閣

(行政刷新・行政改革、公務員制度)

国民の「知る権利」の更なる強化

情報の適切な管理と公開は民主主義の根幹であり、国の有する諸活動について、現在および将来の国民に説明する責務が全うされなければならない。

ところが、南スーダンPKO派遣部隊の日報問題(詳細 p.38)や、財務省による学校法人森友学園への国有地売却問題(詳細 p.5)では、政府による行政文書の隠ぺいが問題となった。この問題の根底には、「1年未満」という保存期間が情報の隠ぺいを容易にする手段として悪用されているところにあった。

そこで民進党は、193回通常国会に「公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案」を、共産党、自由党、社民党と共同で衆議院に提出した。しかし、同法案は審議されず、継続審議となった(詳細 p.35)。

復興事業の会計検査ヒアリング

内閣(行政刷新・行政改革)部門では、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について、会計検査院よりヒアリングを行った。

集中復興期間(5年間)において措置された予算現額合計約33兆5000億円の2015年度末時点における執行状況は、執行率82.4%、繰越率4.2%、不用率13.3%であった。約5兆円が使われていなかったことが判明し、増税までして措置している復興予算について、本当にニーズに合った運用がされているのか、今後も精査が必要であるとの結論に達した。

人事院勧告関連7法案への対応

192回臨時国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」等7法案(人事院勧告関連7法案)が政府より提出され、内閣・総務・法務・防衛部門が合同で議論を行った。そして、①公務員に労働基本権が付与されていない現状では人事院勧告は尊重すべきである、②専門スタッフ4級職の創設についてはその必要性が認められないため、その条文を削除する旨の修正案の提出を行う、③人事院勧告は尊重すべきであることから、人事院勧告関連7法案については、修正案が否決された場合でも賛成する、との結論に至った。

民進党は、専門スタッフ4級職の創設を削除する旨の修正案を衆議院に提出し、同修正案は与党等の反対で否決されたが、人事院勧告関連7法案には賛成し、成立させた。

天下り規制の強化

文部科学省の組織的な再就職あっせん問題で、同省が内部調査の報告書を提出したが、全容は解明できず、特に職員OBによる天下りあっせん行為についての再発防止策は極めて不十分であった。そのため内閣部門において、天下り規制を検討することとなった。

その結果、民進党は、193回通常国会に国家公務員の離職後の天下りを規制するとともに、特に、職員OBを関与させた潜脱行為を防止する内容の議員立法「国家公務員法の一部を改正する法律案」(天下り規制法案)を、共産党、社民党と共同で衆議院に提出した。しかし、本法案は審議されず、継続審議となった。